

高知県農地流動化支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第5条 県公社は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。<u>この場合において、県公社は、県税の滞納がない旨を証明する納税証明書（県税の納税義務がない場合にあつては、別記第1号様式の2による申立書）を併せて提出しなければならない。</u></p>	<p>第5条 県公社は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p>	(追加)
<p>第8条 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 前号の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）中、<u>同号</u>に規定する帳簿等に加え、別記第3号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p><u>(10) 県税の滞納がないこと。</u></p>	<p>第8条 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 前号の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）中、前号に規定する帳簿等に加え、別記第3号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。</p> <p>(6)～(9) 略</p>	(変更)
<p>第12条 知事は、県公社が<u>次のいずれか</u>に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第12条 知事は、県公社が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	(新設)
		(変更)

高知県農地流動化支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年9月7日から施行する。</u></p>		(新設)

新

別記
第1号様式（第5条関係）

第 年 月 号
日

高知県知事様

住所
公益財団法人高知県農業公社
理事長 氏名
(生年月日)

年度高知県農地流動化支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり高知県農地流動化支援事業を実施したので、高知県農地流動化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容

旧

別記
第1号様式（第5条関係）

第 年 月 号
日

高知県知事様

住所
公益財団法人高知県農業公社
理事長 氏名
(生年月日)

年度高知県農地流動化支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり高知県農地流動化支援事業を実施したので、高知県農地流動化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容

1 農地売買支援事業計画（又は実績）

ア 事業推進体制整備計画（又は実績）

補助対象職員（ 人）

職名	職務内容

イ 事業推進計画（又は実績）

（実施主体： ）

区分	回数	員数	備考
1 契約書作成		部 筆	金額 (内訳)
2 諸税			
3 財産管理費	回	延 人	委託事業の場合は、委託先名 を記入してください。
(1) 見回り			
(2) 除草	回	延 人	
4 測量費			
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費（旅費）	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 （保全検討会）	回	延 人	
9 印紙税		部	地区数 地区
10 連携強化活動費			
(1) 連携強化活動手当	回	延 人	
(2) 資料作成作業員			
(3) 連携協議会開催費			
(4) 連携調査旅費			

1 農地売買支援事業計画（又は実績）

ア 事業推進体制整備計画（又は実績）

補助対象職員（ 人）

職名	職務内容

イ 事業推進計画（又は実績）

（実施主体： ）

区分	回数	員数	備考
1 契約書作成		部 筆	金額 (内訳)
2 諸税			
3 財産管理費	回	延 人	委託事業の場合は、委託先名 を記入してください。
(1) 見回り			
(2) 除草	回	延 人	
4 測量費			
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費（旅費）	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 （保全検討会）	回	延 人	
9 印紙税		部	地区数 地区
10 連携強化活動費			
(1) 連携強化活動手当	回	延 人	
(2) 資料作成作業員			
(3) 連携協議会開催費			
(4) 連携調査旅費			

